

## 平成 31 年度第 1 期 研究・実験補助者雇用制度利用者募集要項

育児又は介護のために十分な研究・実験時間が確保できない研究者に対し、研究又は実験業務（注：事務及び教育関係の業務は支援対象外）を補助する者の雇用経費を助成します。本制度の利用を希望される方は、下記により、所定期日までに申請して下さい。

なお、本事業は、女性研究者に限らず、育児又は介護に携わる男性研究者も対象となります。

### 記

#### 1. 申請資格

本学に雇用される研究者（教員、研究員、医員等）であって、育児又は介護に携わる者（出産予定の者を含む。）。ただし、次のことに留意して下さい。

- ・研究分野は、理系・文系を問いません。
- ・「育児」とは、原則として、小学校 3 年生までの子どもを対象とします。
- ・時間雇用教職員の場合、その者の雇用時間数を超えない範囲で、補助者雇用の申請が可能。
- ・日本学術振興会特別研究員（DC を除く）は、申請資格を有する研究員として取り扱います。
- ・なお、過去 6 期以上（3 カ年以上）連続してこの制度の適用を受けてこられた場合は、今期（平成 31 年度第 1 期分）は応募できません。応募者が多数となっておりますので、ご了承ください。

#### 2. 採用人数

15 名程度（予定）

#### 3. 補助者職種

技術補佐員（時間雇用教職員（1 週の勤務時間は 20 時間以内））

※ 学部学生、大学院生は、オフィス・アシスタント（技術）として雇用。

#### 4. 補助者要件

申請者の研究・実験を補助する者で、勤務場所への通勤に支障がない者

#### 5. 雇用期間

平成 31 年 4 月から平成 31 年 9 月末までの間

#### 6. 選考方法

男女共同参画推進センターに設置される選考委員会において候補者の選考を行います。

選考は、原則として、以下の点に着目し、該当する者を優先します。

- ・育児又は介護に起因する研究困難度の高い者
- ・補助者雇用経費について他の資金による代替の可能性が低い者
- ・本制度の利用が 1 年未満の者

## 7. 申請方法

申請に当たっては、補助者を受け入れる所属研究室等の教員等とも十分相談の上、次の書類を部局長（部局事務）を通じ、下記担当宛にメールにてご提出願います。

- ・平成31年度第1期研究・実験補助者雇用制度利用申請書
- ・平成31年度第1期研究・実験補助者雇用制度補助候補者の略歴書

## 8. 応募締切

平成30年12月20日（木）17時（必着）

## 9. 実施報告書及び経費実績報告書、費用付替依頼書の写しの提出

採択者には、利用期間終了後、研究活動への本制度利用の効果等について、実施報告書を提出していただきます。なお、提出していただいた実施報告書のうち一部結果については、男女共同参画推進センターのホームページ等へ掲載されますので、予め、ご了承願います。

<<http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/support/hojo/riyohokoku.html>>

また、例年11月頃を目途に本経費使用に関する経費実績報告書及び費用付替依頼書の写し（PDFファイル）を提出していただきます。

### ※費用の付替について

上記経費実績報告書にて計上いただいた補助者の人件費については、費用付替により処理することとなっております。各部局より財務部監理課宛に費用付替依頼書をご提出いただくこととなります。提出時期等については、HP等にて改めてご連絡させていただきます。

## 10. その他

- ・申請様式等は、男女共同参画推進センターホームページから入手して下さい。

<<http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/>>

（注）申請様式は変更しないでください。

- ・育児又は介護に伴う困窮度については、審査の際の重要な観点になりますので、申請書の記載に当たっては、育児又は介護に係る配偶者や家族等の協力の状況が分かるよう、具体的に記述願います。

（例：配偶者の単身赴任等による協力の困難性、育児と併せ親の介護が必要なこと等）

- ・申請は一家庭につき一件とします。（例：夫婦でそれぞれの申請は受理しません。）
- ・審査時又は採択後に、別途、資料を作成・提出いただくことがあります。
- ・提出された申請書等は、原則として、返却いたしません。申請書に記載された個人情報は、本事業の選考のみに使用します。
- ・申請後、記載事項に変更等が生じた場合には、速やかに、所属部局の事務部を通じ、下記担当者へ連絡して下さい。採択後の経費の増額は認められませんので、申請に当たっては、注意願います。
- ・経費については、予算の範囲内において、申請状況等を勘案して算出するため、当該採用計画にかかる所要額を保障するものではないことを充分にご理解いただき、申請願います。

- ・補助者の雇用に関しては、別紙「研究・実験補助者の雇用に関する留意事項」を参照して下さい。
- ・選考結果については、2月中旬頃に通知する予定です。

**【担当・問合せ先】**

総務部人事課職員掛 岡本

TEL：（内）2059 / （直）075-753-2059

E-mail：[g-e@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:g-e@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

## 研究・実験補助者の雇用に関する留意事項

- (1) 本支援は、申請者の所属する研究組織への支援ではなく、申請者本人への支援であり、補助者が行う業務は、申請者本人の研究・実験の補助であることにご留意願います。
- (2) 補助者の業務は、研究又は実験業務に限り、事務及び教育関係の業務は支援対象外となります。補助者が支援対象外の業務に従事していた場合、支援経費の返納を求められることがありますのでご留意願います。
- (3) 産前及び産後休暇、育児休業、介護休業を取得している期間は、採択されません。
- (4) 申請者の所属部局で雇用する職員となりますので、勤務時間管理、勤務時間報告等、人事に関する業務は、各部局で行って下さい。
- (5) 時間給単価、勤務予定、任用更新の有無等について、トラブルとならないよう、事前に説明の上、本人の了承を得ていただくよう、お願いします。
- (6) 補助者の時間給単価については、事前に部局事務部へご確認のうえ、決定願います。(補助者の時間給単価の上限は、原則 1,200 円とします。)また、本学支給基準に基づき、通勤手当(国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成 25 年達示第 63 号)に該当する場合のみ)及び労働保険料の事業主負担分も含めて、本制度から助成します。
- (7) 補助者の略歴書の続紙に部局事務部記入欄がありますので、記入願います。
- (8) 本制度利用中の研究者が、途中で異動した場合、又は育児若しくは介護の支援事由が消滅した場合は、原則として、その時点で助成経費を打ち切ります。上記案件が発生した場合は、至急総務部人事課職員掛までご連絡ください。
- (9) 申請に当たっては、補助候補者の内諾を得ていることが必要ですが、補助候補者未定の状態で申請する場合は、採択後 3 週間以内に利用申請書(補助候補者欄を追記したもの)及び補助候補者の略歴書を提出してください。提出いただいた補助候補者について確認させていただきます。

### 参考：過去3年間における採択率と支給率

【採択率】申請件数に対する採択件数の比率

	H28-1	H28-2	H29-1	H29-2	H30-1	H30-2
申請件数	27	31	34	34	24	24
採択件数	18	19	17	16	19	16
採択率 (%)	67	61	50	47	79	67

【支給率】※基本給与のみ

	H28-1	H28-2	H29-1	H29-2	H30-1	H30-2
採択者の申請額総計に対する 支給額総計の比率 (%)	83	88	79	92	84	88
申請者（採択者、不採択者）の申請 額総計に対する 採択者支給額総計の比率 (%)	50	52	47	45	66	64